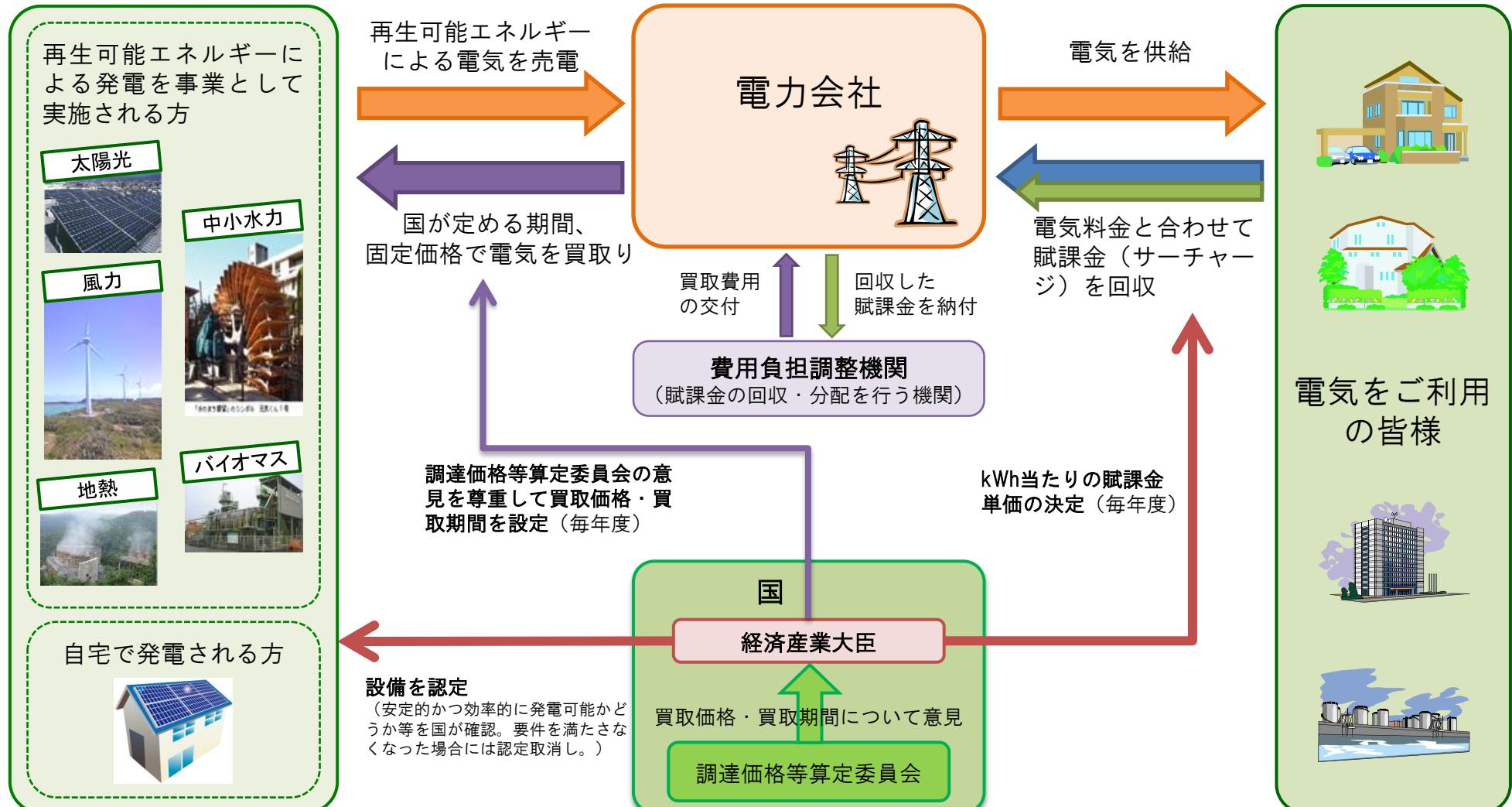


# 再生可能エネルギー特別措置法の概要（平成23年8月30日法律第108号）

- 本制度は、電力会社に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、政府が定めた買取価格・買取期間による電気の供給契約の申込みがあった場合には、応ずるよう義務づけるもの。
- 政府による買取価格・買取期間の決定方法、買取義務の対象となる設備の認定、買取費用に関する賦課金の徴収・調整、電力会社による契約・接続拒否事由などを、併せて規定。



# 下水道法の一部改正(下水汚泥の燃料・肥料利用の推進)(平成27年5月20日公布)

- 下水道管理者の責務として、下水汚泥が燃料・肥料として再生利用されるよう努めることを明確化(第21条の2)。
- 特に、消化工程からの余剰ガスの有効利用、焼却炉更新時における固体燃料化施設の導入、リン回収による肥料利用について、積極的に推進。

## 下水汚泥の利活用

### ①下水汚泥バイオガス化



### ②下水汚泥の固体燃料化



### ③リン回収



## 水素社会実現に向けた下水道の取組

下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)として平成26年度より実証開始

### 実証の概要

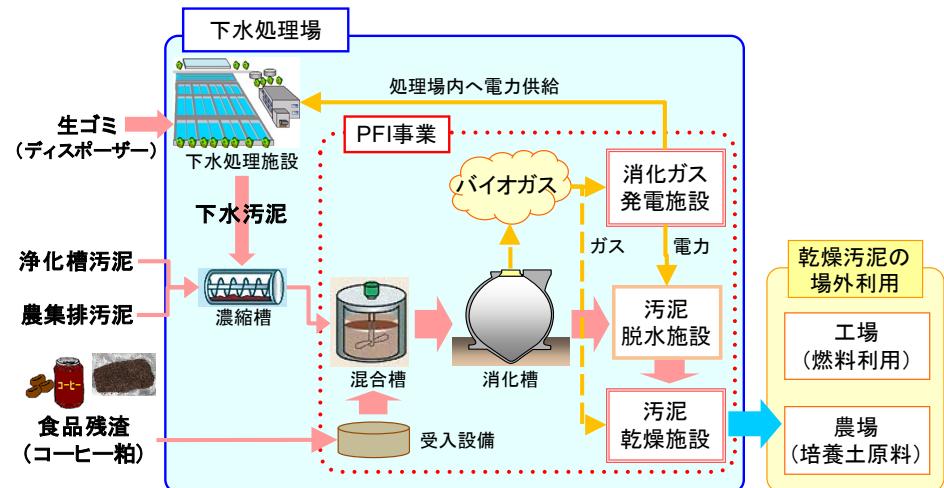
福岡市において、下水汚泥をメタン発酵して得られる下水道バイオガスから水素を製造するシステムを構築し、効率性、安定性等について実証



## 下水処理場における他バイオマス受入促進

- 下水汚泥利用のスケールメリットがはたらくよう、他バイオマス(食品廃棄物等)の受入を促進
- あわせて、他産業との連携により地域の資源循環に貢献
- 下水処理場における総合的なバイオマス利活用について、モデル地域での事業化を検討し、平成29年度までにマニュアルを取りまとめ

### 【黒部市における事例】



### 利点

- ・バイオガス化施設、発電施設等の設備のコスト縮減
- ・処理に伴う廃液処理のコスト縮減(→処理場内で処理)

農山漁村再生可能エネルギー法の概要（平成25年11月22日法律第81号）

- 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。
  - このような取組を進める枠組みを構築する「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(農山漁村再生可能エネルギー法)が平成25年11月に成立。平成26年5月1日に施行。

## 目指す姿：再生可能エネルギーの活用による農山漁村の活性化

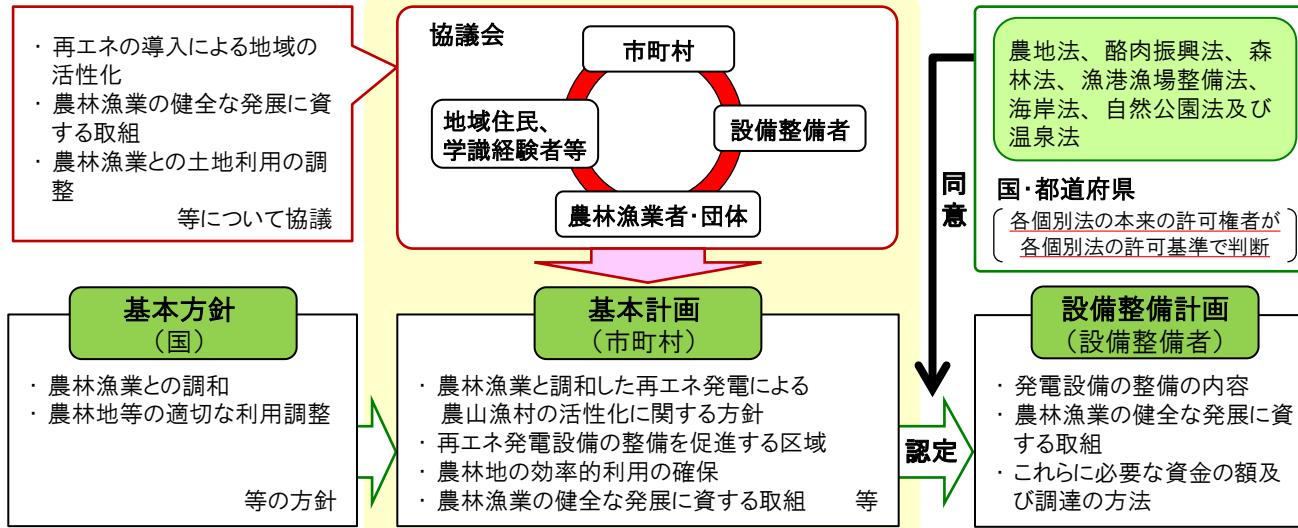
再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区について増加傾向を維持し、2023年度において、当該取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済的な規模を600億円にすることを目指す。

## 1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。

② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

## 2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度



### 3. 認定を受けた設備整備計画に 係る特例措置

- (1) 農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法の許可又は届出の手続のワンストップ化(認定により許可があつたものとみなす等)。

(2) 再エネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化等を併せて図るために行う、市町村による所有権移転等促進事業(計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理)。

#### 4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
  - ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言